# 田中亮太税理士事務所ニュース

# ★ News 今和6年分 所得税の確定申告期です!



令和6年分(2024年分)の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告期です。 所得税の確定申告は、その年の1月1日~12月31日までの1年間に生じた**全ての所得の金額と** 所得税額を計算し、申告・納期限までに税務署に確定申告書を提出して、源泉徴収されていた税金や 予定納税で納めた税金などとの過不足を精算(納税・還付)する手続です。

## 【申告・納税の期限は】

令和7年3月17日(月)まで

○ 個人事業者の消費税は令和7年3月31日(月)まで

#### 振替納税の場合

【振替納税】

\_\_\_\_·振替日 令和7年4月23日(水)

**\_\_\_\_** 振替日 令和7年4月30日(水)

・初回のみ「振替依頼書」を提出。

・提出期限=申告・納付期限までに

提出すれば利用できる。

## 【確定申告が必要な場合・留意点】

### ■ 給与所得者で、確定申告が必要な人

多くの給与所得者は、年末調整により所得税の精算が完了・・以後毎年、自動で預金口座から引き するため確定申告をする必要はありませんが、次に該当する : 落としされる。(預金残高に注意!) 場合などは確定申告をする必要があります。

- ① 給与の年間収入金額が、2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受け、各種所得(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③ 2 か所以上から給与を受け、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得・ 退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人

#### ■ 所得の種類・10 種類と留意点

事業所得	商・工業、漁業・農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	
	事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	
不動産所得	不動産(土地や建物)などの貸付から生ずる所得 ※事業税の対象になる場合がある。	
利子所得	預貯金等の利子・国外で支払われる預金の利子など	
配当所得	株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当・投資信託の収益の分配など	
給与所得	給与・賃金・賞与など(役員給与・専従者給与も含まれる)	
雑所得	公的年金等 — 国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、一定の外国年金など	
	業務 ――原稿料・講演料などの報酬、シェアリング・エコノミ	ミーなどの副収入による所得
	その他 — 生命保険の年金、暗号資産取引による利益など他の所得に当てはまらない所得	
	先物取引に係る所得	<b>※</b> シェアリング・エコノミー
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などの資産の譲渡による所得	個人の資産・スキル・時間等
一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金など	をインターネットを介し他者と
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	共有し、利益を得るビジネス
退職所得	退職金、一時恩給、確定拠出年金法による一時払の老齢給付金など	

- ※ 公的年金 → 公的年金に係る雑所得のみで、次の①②の両方に該当する人は、所得税の確定申告 は必要ありません。①公的年金の収入金額が400万円以下 ②公的年金以外の所得金額が20万円以下
- ※ 退職所得 → 「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、源泉徴収されている場合は申告不要です が、確定申告する場合は退職所得を含めて申告。外国企業からで源泉徴収されてない場合は申告が必要。
- ※ 雑所得→→報酬や副業による収入は、事業 〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9 1 F 所得に該当する場合(収入規模や社会通念で判: 定)を除き、雑所得(業務)として確定申告が 必要です。還付される税金に付加される還 付加算金は、雑所得として申告します。

#### 田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063



発行: 田中亮太税理士事務所(確定申告)